

愛川町立愛川中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和7年3月改定

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条>

この法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

(2) いじめに対する基本認識 <愛川町いじめ防止基本方針>

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験する。

(3) いじめ防止等の対策に関する基本理念 <愛川町いじめ防止基本方針>

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有する。そして、すべての児童生徒がいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組む。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習・その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめ防止等に取り組む。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもの対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教える。また、学校は、子どもの向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組む。

2. 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCA サイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	・教育相談（教育相談期間） ・生徒指導研修会 ・生活アンケート	・家庭訪問 ・体育大会 ・生活アンケート	・学校運営協議会兼いじめ防止等対策会議 ・生活アンケート	・タブぼっぱ賞 ・三者面談（全学年）	・生活アンケート	・教育相談（教育相談週間） ・生活アンケート	・文化発表会 ・生活アンケート	・三者面談（3年） ・生活アンケート ・学校運営協議会	・タブぼっぱ賞 ・三者面談（1・2年）	・教育相談（教育相談週間） ・生活アンケート	・生活アンケート	・小中連絡会（授業参観等）・タブぼっぱ賞 ・学校運営協議会兼いじめ防止等対策会議 ・生活アンケート

（未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他（取組点検・評価などの機会＝黒）

(2) いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策協議会）

愛川中学校	愛川中学校区	警察等	心理・福祉 関係団体	地域団体	教育委員会・ 教育センター
・PTA 会長	・健全育成会 ・青少年指導員 ・青少年相談員	・厚木警察署 ・スクール サポーター ・少年補導員 ・保護司	・スクール カウンセラー ・SSW	・自治会長 ・主任児童員	・指導主事 ・教育相談員 児童相談所 ・児童相談所所員

※関係諸機関を、事案に応じて管理職が選択

(3) いじめの未然防止

①学級経営の充実

- 生徒との触れ合いや相談活動を大切にしながら、信頼関係づくりに努めます。
 - 校則や集団のきまり、約束事などを守ろうとする態度を身につけさせます。
 - 自他を尊重し、健全な仲間づくりをしようと努力できる気持ちを持たせます。
 - 学級活動を充実させ、生徒一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
 - 目立たない場面で活躍をした生徒を紹介し、互いの良い面を認めさせるよう努めます。
- 【たぶぽっぱ賞＝各学期末】

②生徒が主体となった取り組みの活性化

- 生徒会活動を充実させ、互いに認め合える集団作りに努めます。
- 「インターネット・SNS を利用したいじめ」の未然防止にむけた講習会を実施します。

③生徒支援体制の充実

- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽し授業力アップを目指します。
 - いじめ、生徒支援に関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
 - 小・中一貫教育を推進し、滑らかな接続の取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
 - いじめ防止対策会議を年2回以上開催し、いじめに向けての取組を話し合います。
- 構成メンバーは、「(2) いじめ防止対策協議会」を母体に開催します。
- 保護者会等において、いじめの未然防止に関する啓発活動を行います。

(4) いじめの早期発見・早期対応のあり方

①丁寧な生徒支援

ア 教育相談体制

- 町、その他関係機関の相談窓口について周知します。
- 生徒支援部での、情報交換、ケース検討を実施します。
- 校内教育相談の周知、相談室を活用します。
- 家庭訪問、教育相談（定期相談、チャンス相談）を充実させ、生徒の声を聞く機会を設けます。

イ 生徒指導体制

- 毎週行われる生徒支援部会にて、いじめに関する情報を共有し対策を検討します。
- 愛川中学校区小・中一貫教育児童生徒支援部会での情報交換、連携を充実させます。
- 愛川町児童・生徒指導研究会等において、関係機関との情報交換、連携を充実させます。

②早期発見の工夫

- 生活アンケートを実施（月に1回程度）し、フィードバックを徹底します。
- 家庭訪問、教育相談（定期相談、チャンス相談）を充実させ、生徒の声を聞く機会を設けます。
- 生活ノート等担任とのメッセージ交換を活用します。

(5) いじめに対する措置

- 被害を受けている生徒の訴えを受け、被害生徒の保護および支援を第一に考えた体制を整え、問題解決に向け組織的に取り組みます。
- いじめの疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会及び警察と連携して対処します。

3. 重大事態への対処

○「重大事態」が発生したと思われる場合は「校内いじめ問題対策委員会」を設け、アンケートの実施やその他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。いじめの事案については、その都度愛川町教育委員会へ報告する。また、内容に応じて愛川町教育委員会と連絡を取り対処します。

＜重大事案とは＞

ア いじめにより生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされていると認められている場合。

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合